

International Standard for Data Protection 【ISDP】 プライバシー及び個人情報の保護に 関する国際基準(仮称)

ドラフト第一稿における主な変更点



注意)

主な変更についての日本語での説明については、
ドラフト版をコメントする際の参考として活用ください。

WADAからドラフトとして発行されている2027ISDP（英語版）
が正しいものとなりますので、英語版と合わせてご確認ください。

また、今回提示する内容については、アスリートに関わる主要ポイントに限定していますが、
他にも変更点が多数ありますのでWADAからドラフトとして発行されている
2027ISDP（英語版）をご確認ください。

ISDPの主な変更、追加されたポイント

- 個人情報を含むデータ保持期間の改定
- プライバシー・バイ・デザイン条項の追加

NEW !

2027年版ISDPドラフトへのコメントの視点

主に以下の点について、競技者及び関係者の視点でご確認ください

- 競技者の権利が保護されているか

個人情報を含むデータ保持期間の改定(Annex A)

【現行】

■ 競技者個人情報

氏名、生年月日、競技種目及び性別
連絡先情報（電話番号、電子メールアドレス、郵送先住所）

■ 保管期間

競技者がアンチ・ドーピング機関の検査プログラムから除外された時点から、又は他のデータ分類が削除された時点から、10年間（例えば、第6条-ADRV参照）、いずれか遅い方

【改定ポイント】

■ 競技者個人情報の対象拡大

ADAMS ID、BP ID、国籍等が追加

■ 保管期間

他の関連記録が削除されるまで
（第6条-ADRV参照）

【2027年版WADCドラフト】

■ Demographic and Profile Information

Name, Date of birth, ADAMS ID, BP ID, License number, Sport Discipline, nationality, gender, contact information (e.g., phone number(s), email and mailing address(es)).

■ Retention Period

Until all other associated records have been deleted (see, e.g. Article 6 – ADRV)

個人情報を含むデータ保持期間の改定(Annex A)

【現行】

- **居場所情報**
都市、国及び競技会(時)の居場所情報を除く)
- **保管期間**
当該データが提出された居場所情報四半期の終期から12ヶ月

【改定ポイント】

- **居場所情報**
ADAMS ID、BP ID、国籍等が追加
- **保管期間**
 - 居場所情報：当該データが提出された四半期の終期から**10年**
 - ログデータ：他の居場所情報が削除されるまで

【2027年版WADCドラフト】

- **Whereabouts**
 - Whereabouts: Addresses for regular activities, overnight accommodation, addresses for daily one-hour timeslot, contact information in case Athlete cannot be found.
 - Log data containing dates of submission or changes to whereabouts entries
- **Retention Period**
 - Whereabouts: **10 years** as of end of the whereabouts quarter for which the data was submitted.
 - Log data: Until associated whereabouts data is deleted.

個人情報を含むデータ保持期間の改定(Annex A)

【新規】

- 調査関連情報が新規に追加された

【改定ポイント】

- 調査関連情報
 - 個人情報を含む証拠となる記録文書
 - 調査により記録の種類等は異なる
- 保管期間
調査終了時点から10年間



【2027年版WADCドラフト】

■ Investigations

- Documents making up evidentiary record for a specific investigation and containing Personal Information.
- Record type(s) and content(s) will vary depending on the scope of the investigation.

■ Retention Period

- 10 years following the closure of an investigation.

個人情報を含むデータ保持期間の改定(Annex A)

【現行】

■ 結果管理関連情報

- 世界規程に基づく制裁及び決定
- 関連文書/ファイル
(AAF又は居場所情報関連義務違反記録、ケースファイル、分析機関及びABP文書パッケージを含)

■ 保管期間

- 最終決定日から10年間又は制裁の存続期間のいずれかより長い方

【改定ポイント】

■ 制裁及び決定についてはアンチ・ドーピング機関の判断で保管期間よりも長く保管してもよい

- 制裁対象となった個人がスポーツ界において他の立場等を担う可能性も考慮する必要があるため
- 決定については、重要な判例となり公的記録の一部とみなされるため

【2027年版WADCドラフト】

■ Retention Period

- As of date of final decision:
Longer of 10 years or duration of period of Ineligibility
- **For Disposition**
ADOs may decide to retain a record of the disposition of the anti-doping rule violation for a longer period to protect their sport or sport community considering individuals with doping history may seek to take up other roles in sport, as well as for archiving purposes.
- **For Decisions**
Decisions can be important legal precedents and part of the public record; in such cases, ADOs may decide to retain a decision beyond the applicable retention period.

個人情報を含むデータ保持期間の改定(Annex A)

【新規】

- 教育関連情報が新規に追加された

【改定ポイント】

- **教育関連情報**
受講したコース、日付、最終スコア、役職(アスリート、コーチ等)
- **保管期間**
その他関連記録が全て削除されるもしくはスポーツ界で活動している期間のどちらか長い方



【2027年版WADCドラフト】

- **対象記録**
Courses completed, dates of completion, final score, role as a learner (Athlete, coach, etc.).
- **Retention Period**
Until all other associated records are deleted or as long as active in sport, whichever is longer.

プライバシー・バイ・デザイン条項の追加

【新規】

- プライバシー・バイ・デザインという概念を全面的に導入
- **新第5条**を設置
- プライバシー・バイ・デザイン（Privacy by Design, PbD）とは、システムやサービスの企画・設計段階から個人情報とプライバシー保護を考慮し、組込む設計思想

【改定ポイント】

プライバシー・バイ・デザインでは、①事後的ではなく、事前の対応を行うこと、②プライバシー保護を初期設定とすること、③利用者（ユーザー）中心主義を採用・維持すること等の7つの基本原則が定められており、具体的な実践例としては、例えば以下のようなものがある

- **データの最小化**：必要最小限のデータのみを収集・保持する。例えば、ユーザー登録時に必須項目を厳選し、オプション項目は必要に応じて後から追加できるようにする
- **初期設定でのプライバシー保護**：アプリやサービスの初期設定で、最も厳格なプライバシー設定を適用する。ユーザーが手動で変更しない限り、高レベルのプライバシー保護される



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構